



参 考 资 料

1 長崎県子育て条例

平成 20 年 10 月 14 日
長崎県条例第 45 号

いつの時代も子どもは社会の宝であり未来への希望です。

本県の美しい自然環境や海外との交流の歴史に彩られた豊かな文化の中で、一人ひとりの子どもが、かけがえのない存在として大切に育てられることは、県民すべての願いです。

近年、少子化や核家族化の進行等に伴い、地域の活力や、家庭と地域の養育力の低下が心配されています。子どもが自らを大切に思い、夢と希望を持って健やかに成長できる環境をつくるのが、私たちにとって何よりも重要な課題です。

私たちは、今こそ、しっかりと子どもと向き合い、何をなすべきか、子どもや子育て家庭にとって何が幸せかを考えなければなりません。

また、子どもが成長に応じた出会いや体験をとおして、自立する力、命の大切さや他人を思いやり尊敬する心を身につけるよう育てなければなりません。そして、子育て家庭が幸せを感じるよう、共に手をとりあって具体的に行動することが大切です。

私たちすべての大人はそれぞれの責任を自覚して、親が安心して子どもを生き育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じる社会に実現に県民総ぐるみで取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(めざすもの)

第 1 条 この条例は、子どもや子育ての支援について基本的な考え方を定め、県、市町、保護者、県民、学校等など、それぞれの役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民総ぐるみで、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生き育てることのできる社会の実現を目的としています。

(用語の意味)

第 2 条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 子ども 18 歳未満の者をいいます。
- (2) 保護者 父母や里親など、実際に子どもを保護し監督する者をいいます。
- (3) 学校等 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校など、実際に子どもを養育し、または教育する施設をいいます。

- (4) 地域の団体 自治会、子ども会、地域婦人会、老人クラブ、NPO など、地域で活動する団体をいいます。

(基本的な考え方)

第 3 条 この条例では、子育てについて次のように考えます。

- (1) 子どもを育てる最も重要な責任は保護者にあります。
- (2) 子どもや子育て家庭を県民総ぐるみで支援します。
- (3) 子どもは、あらゆる身体的または精神的な暴力やその他の不当な扱いを受けることはなく、最善の利益が考慮されます。また、子どもも社会の一員としてルールを守り、他の人の権利を尊重することが大切です。

2 県は、この条例に役割を定めるものと連携して、この条例に関する施策を行います。

(県の役割)

第 4 条 県は、基本的な考え方にそって、安心して子どもを生き育てることのできる環境の整備を総合的かつ計画的に進めます。

(市町の役割)

第 5 条 市町は、県などと連携して、安心して子どもを生き育てることのできる環境の整備を総合的かつ計画的に進めます。

(保護者の役割)

第 6 条 保護者は、子どもと過ごす時間を大切に、子どもに基本的な生活習慣と社会のルールを身につけさせ、思いやりのある自立した社会人となるよう、深い愛情と責任を持って育てます。

2 保護者は、地域の一員として積極的に地域の人たちと交流し、地域の子どもの健やかな成長を支援します。

3 保護者は、子育てなどで悩みがあるときは速やかに周囲の人や専門機関などに相談します。

(県民の役割)

第 7 条 県民は、地域の一員としての自覚を持ち、学校等や地域の団体と協力して、子どもが健やかに成長できる地域づくりに努めます。

2 県民は、県や市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題の発生予防や早期発見、早期対応に努めます。

(学校等の役割)

第 8 条 学校等は、保護者や地域の団体などと協力して、子どもの豊かな人間性など生きる力を育てます。

2 学校等は、県や市町などと連携して、児童虐待

待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題の発生予防や早期発見、早期対応に取り組みます。

(PTAなどの役割)

第9条 PTA(学校における保護者などで構成される団体をいいます。)などは、子どもの健やかな成長をめざし、学校等や地域の団体などと協力して活動します。

(地域の団体の役割)

第10条 地域の団体は、子育て家庭が気軽に子育ての相談ができるよう努めるなど、地域の子育てを支援します。

2 地域の団体は、子どもが豊かな心や社会性を養うための体験の機会を提供するよう努めます。

3 地域の団体は、子どもや子育ての支援にあたっては、相互に連携するように努めるとともに、学校等や保護者の取組に協力します。

(医療機関の役割)

第11条 医療機関は、県や市町などと連携して、県民が安心して子どもを生み育てることができるよう、適切な医療の提供に努めます。

2 医療機関は、県や市町などと連携して、児童虐待などの早期発見や早期対応に努めます。

(事業主の役割)

第12条 事業主は、子育てにおける保護者の役割をよく理解し、従業員が充実した職業生活と豊かな家庭生活を営むことができるよう、労働環境の整備に努めます。

2 事業主は、県や市町、学校等や地域の団体などが行う子どもや子育て支援のための取組に協力します。

第2章 子育て環境の整備

(妊娠・出産の支援)

第13条 県は、市町や医療機関などと連携して、県民が安心して子どもを生み育てることができるよう、周産期(妊娠22週から出生後7日未満の時期をいいます。)医療や小児医療の充実に向けた取組を進めます。

2 県は、妊娠や出産に関する悩みや不妊治療に関して、相談や情報提供など必要な取組を進めます。

(子育て支援の充実)

第14条 県は、市町などが実施する保育サービスや子どもの居場所づくり、地域の子育て支援拠点づくりに関する取組などを支援します。

(家庭教育への支援)

第15条 県は、市町などと連携して、子育てについて学習する機会や情報を保護者に提供するなど、家庭教育を支援します。

2 県は、市町などと連携して、子どもが体験活動などに積極的に参加するように、保護者へ広

報や啓発を行います。

3 県は、市町や企業などと連携して、保護者に、電子ゲームや情報機器類への依存がもたらす弊害などの情報を提供するなど、必要な取組を進めます。

(まちづくり)

第16条 県は、市町などと連携して、子どもがのびのびと活動できる場所を確保するなど、子どもや保護者などの利用に配慮した安全に生活できるまちづくりに向けた取組を進めます。

(仕事と家庭生活の調和)

第17条 県は、子どもが保護者とできるだけ多くの時間をともに過ごすことができるように、仕事と家庭生活の調和や育児における保護者の役割などについて、県民への普及と啓発を行います。

2 県内の一般事業主(国や地方公共団体以外の事業主をいいます。)は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定と公表、従業員への周知に努めます。

(広報と啓発)

第18条 県は、子育てに関する県民の意識を高めるために、子どもや子育ての支援に積極的に取り組んでいる個人や団体などを表彰し、子育て支援の模範的な活動や取組を広く県民に紹介するなど、広報と啓発を行います。

第3章 児童虐待やいじめなどの防止

(相談・支援体制の充実)

第19条 県は、市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題の発生予防や早期発見、早期対応のために、相談・支援体制の充実に向けた取組を進めます。

(児童虐待への対応)

第20条 県は、市町などと連携して、虐待を受けた子どものケアや虐待を行った保護者などに適切に対応します。

(市町などへの支援)

第21条 県は、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題に適切に対応するために、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2に基づき市町が設置する要保護児童対策地域協議会や、児童福祉施設などを支援します。

第4章 ココロねっこ運動の推進

(ココロねっこ運動)

第22条 長崎県独自の県民運動「ココロねっこ運動」とは、子どもの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、子どもの健やかな成長を促すための活動や取組をいいます。

(運動の主体)

第23条 ココロねっこ運動の活動主体は、県民

一人ひとりであり、前条に定める活動や取組を行う学校等や地域の団体などを含みます。

(運動の支援)

第24条 県は、市町などと連携して、県民一人ひとりが子どもの成長に関心を持ち、子どもを健やかに育てる環境づくりに積極的に参加するように、ココロねっこ運動の普及を支援します。

第5章 家庭の日

(家庭の日)

第25条 県民は、毎月第3日曜日を標準として、毎月1回「家庭の日」を定め、家族のきずなを深めるように努めます。

2 県は、市町などと連携して、家庭の日の趣旨について広報と啓発を行います。

第6章 行動計画と協議会

(行動計画)

第26条 県は、この条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために、行動計画を定めます。

(協議会)

第27条 県は、この条例に関する取組を、市町、学校等、地域の団体、企業などと連携して推進するための協議会を設置します。

2 県は、行動計画を定めるときや変更するとき、協議会の意見を聴きます。

3 協議会は、委員50人以内で組織します。

4 委員は、広く県民の中から、知事が委嘱または任命します。

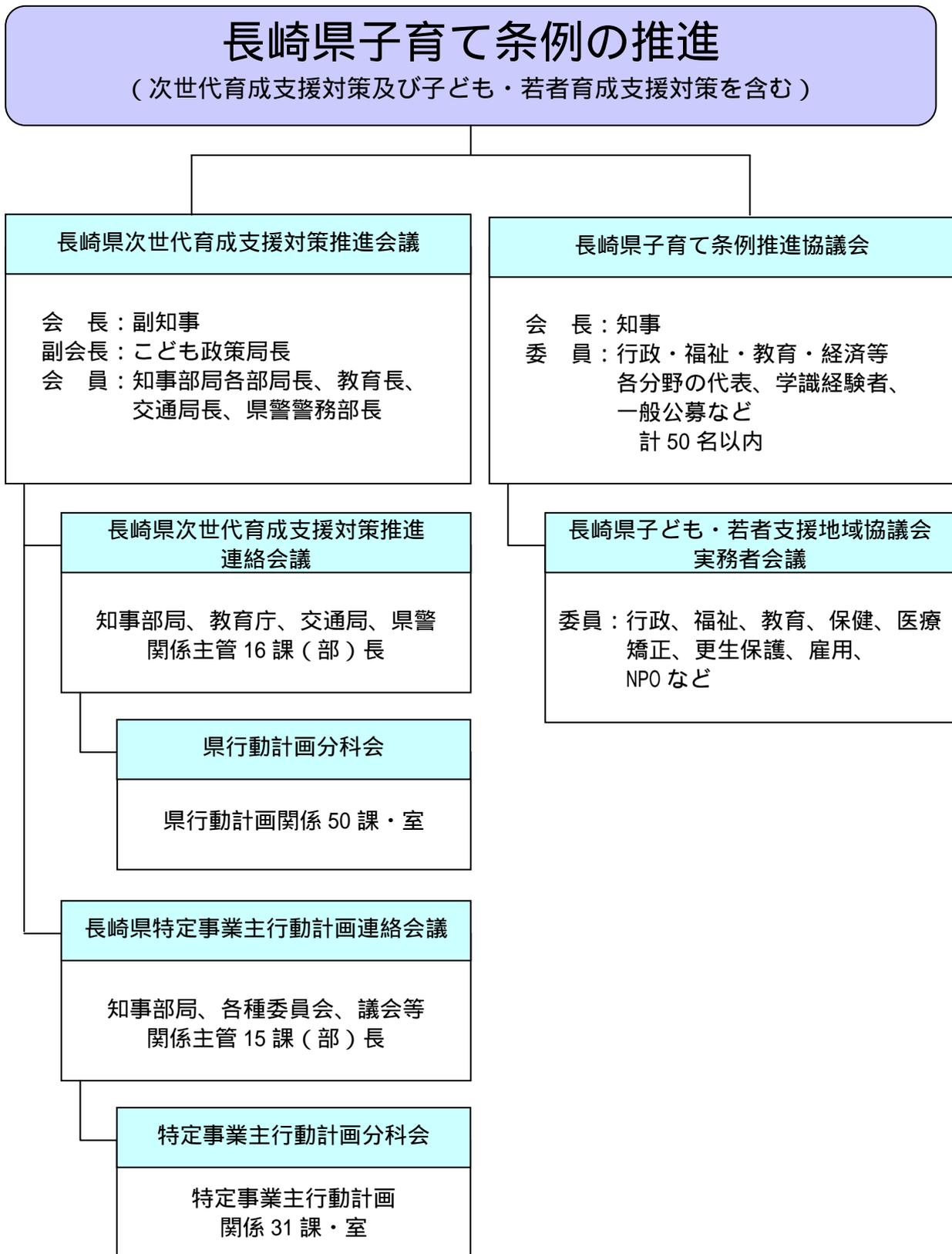
5 委員の任期は2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とします。また、再任されることができません。

6 この他、協議会に関することは別に定めます。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

2 長崎県子育て条例推進体制



3 長崎県子育て条例推進協議会設置要綱

(設置)

- 第1条 長崎県子育て条例(平成20年条例第45号)第27条の規定に基づき、長崎県子育て条例推進協議会(以下「協議会」)を置く。
- 2 協議会は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項に基づく次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第19条第1項に基づく子ども・若者支援地域協議会を兼ねるものとする。

(委員)

- 第2条 協議会の委員は、別表1に掲げる団体等の代表者及び個人とする。

(会長及び副会長)

- 第3条 協議会に会長と副会長を置く。
- 2 会長は知事とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第4条 協議会は会長が招集し、その議長は会長が指名した者が行う。
- 2 会長は必要があると認めるときは、協議会に委員以外の学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 協議会に、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、実務者会議を置く。

(庶務)

- 第5条 協議会の庶務は、こども政策局こども未来課において処理する。

(雑則)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

長崎県子育て条例推進協議会名簿（平成22年12月現在）（50音順）

| 氏名 | 役職等 |
|--------|----------------------|
| 中村 法道 | 長崎県知事 |
| 安部 恵美子 | 長崎短期大学学長 |
| 池松 誠二 | 長崎県福祉保健部長 |
| 一瀬 政太 | 長崎県町村会長 |
| 上村 昌博 | 長崎県産業労働部長 |
| 氏田 美知子 | 長崎県看護協会会長 |
| 小袋 朋美 | 公募委員 |
| 黒田 正彦 | 長崎労働局長 |
| 合田 敏行 | NHK長崎放送局局長 |
| 甲田 裕 | 長崎県手をつなぐ育成会会長 |
| 許斐 義彦 | 長崎県歯科医師会会長 |
| 篠崎 榮子 | 長崎県母子寡婦福祉連合会理事長 |
| 清水 哲男 | 長崎県社会福祉協議会専務理事 |
| 田上 富久 | 長崎県市長会長 |
| 立岡 誠 | 長崎県教育会会長 |
| 寺井 雄一 | 長崎県校長会会長 |
| 寺田 隆士 | 長崎県教育長 |
| 土居 隆子 | 長崎県臨床心理士会副会長 |
| 土岐 達志 | 長崎県身体障害者福祉協会連合会会長 |
| 中島 公彦 | 長崎県青少年育成市町民会議連絡協議会会長 |
| 中島 洋 | 長崎県高等学校長協会会長 |
| 野原 寅男 | 長崎県民生委員児童委員協議会会長 |
| 馬場 宣房 | 長崎新聞社取締役編集局長 |
| 濱崎 由紀 | 長崎県市町村保健師会会長 |
| 原野 昭子 | 連合長崎女性委員会事務局長 |
| 東 日出夫 | 長崎老人クラブ連合会会長 |
| 廣川 健一郎 | 長崎県保育協会会長 |
| 藤原 義博 | 公募委員 |
| 蒔本 恭 | 長崎県医師会会長 |
| 松藤 悟 | 長崎県商工会議所連合会会長 |
| 峰 マス子 | 長崎県商工会女性部連合会会長 |
| 宮崎 孝三 | 長崎県PTA連合会会長 |
| 宮原 克也 | 公募委員 |
| 牟田 久美子 | 長崎県地域婦人団体連絡協議会会長 |
| 森 茂八郎 | 長崎県人権擁護委員連合会会長 |
| 森崎 明美 | 公募委員 |
| 森下 傳太郎 | 長崎県こども政策局長 |
| 山路 裕昭 | 長崎大学教育学部長 |
| 山下 忠義 | 長崎県警察本部生活安全部長 |
| 吉田 共栄 | 長崎県栄養士会会長 |
| 吉田 誠 | 長崎県防犯協会連合会専務理事 |
| 渡辺 力 | 長崎県私立幼稚園連合会会長 |

4 長崎県次世代育成支援対策推進会議等設置要綱

(目的)

第1条 少子化に対応し、家庭や子育てに夢を持てる環境づくりの一層の促進を目的として、関係各部・課等の相互の緊密な連携を確保し、総合的かつ効果的な施策を推進するため、長崎県次世代育成支援対策推進会議(以下「推進会議」という。)等を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

次世代育成支援に関する総合的な行政施策の企画調整及び推進に関すること。

次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画及び特定事業主行動計画の策定に関すること。

子ども・若者育成支援推進法に基づく県子ども・若者計画の策定に関すること。

その他会長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、副知事を会長、こども政策局長を副会長とし、別表1に掲げる者をもって組織する。

2 推進会議のもとに、関係各課等が連携し、計画的に推進するため、別表2に掲げる者をもって構成する長崎県次世代育成支援対策推進連絡会議(以下「県計画連絡会議」という。)及び別表3に掲げる者をもって構成する長崎県特定事業主行動計画連絡会議(以下「特定計画連絡会議」という。)を組織する。

3 推進会議及び各連絡会議の特定事項を調査・研究するため、必要に応じて関係各課等職員で構成するワーキンググループを組織する。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 県計画連絡会議は、こども政策局長が招集し、その議長となる。

3 特定計画連絡会議は、総務部長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第5条 推進会議及び県計画連絡会議の庶務を処理するため、事務局をこども政策局こども未来課に置く。

2 特定計画連絡会議の庶務を処理するため、事務局を総務部人事課に置く。

(その他)

第6条 この要綱で定めるもののほか、運営について必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年3月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年1月7日から施行する。

別表 1 長崎県次世代育成支援対策推進会議

| | | | |
|-------------------|--|-----|--|
| 会 長 副会長 会 員 | 副知事 こども政策局長 知事公室長 総務部長 地域振興部長 文化・スポーツ振興部長 県民生活部長 環境部長 福祉保健部長 | 会 員 | 産業労働部長 水産部長 農林部長 土木部長 教育長 交通局長 県警察本部警務部長 |
|-------------------|--|-----|--|

別表 2 長崎県次世代育成支援対策推進連絡会議

| | | | |
|---|---|---|--|
| 知事公室 観光振興推進本部 こども政策局 総務部 地域振興部 文化・スポーツ振興部 県民生活部 | 政策企画課長 観光振興推進副本部長 こども未来課長 総務文書課長 地域政策課長 文化振興課長 県民安全課長 | 環境部 福祉保健部 産業労働部 水産部 農林部 土木部 交通局 教育庁 県警察本部 | 環境政策課長 福祉保健課長 産業政策課長 漁政課長 農政課長 監理課長 管理部長 総務課長 警務課長 |
|---|---|---|--|

別表 3 長崎県特定事業主行動計画連絡会議

| | | | |
|-----------------------|---|---|--|
| 知事公室 こども政策局 総務部 | 政策企画課長 こども未来課長 総務文書課長 人事課長 地域政策課長 県民安全課長 福祉保健課長 総務課長 | 選挙監理委員会 監査事務局 人事委員会 海区漁業調整委員会 議会事務局 交通局 県警察本部 | 市町振興課長 監査課長 職員課長 資源管理課長 総務課長 管理部長 警務課長 |
|-----------------------|---|---|--|

長崎県子育て条例行動計画

【ながさきこども未来21（後期行動計画）】

平成23年3月発行

長崎県子ども政策局こども未来課

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

TEL : 095-895-2683

FAX : 095-895-2554

URL:<http://www.pref.nagasaki.jp/child>

E-mail:s25100@pref.nagasaki.lg.jp

